

# 高齢者虐待防止指針

2021年4月1日

## 1. 高齢者虐待防止の基本理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなるときも利用者に対して虐待を行ってはならない。そのためメディケア51の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

## 2. 高齢者虐待の定義

### ① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること、また正当な理由なく身体を拘束すること

### ② 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること

### ③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

### ④ 性的虐待

利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること

### ⑤ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

## 3. 身体拘束禁止規定と高齢者虐待

介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護する為に「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止であって、身体拘束は原則、高齢者虐待に該当する。

## 4. 高齢者虐待・不適切なケアへの対応

速やかな初期対応を行う

- 利用者の安全確保
- 事実確認

- 組織的な情報共有と対策の検討
- 本人・家族への説明や謝罪、関係機関への報告
- 原因分析と再発防止の取り組み

※ 正確な事実確認をし、情報を隠さない

#### 5. 高齢者虐待・不適切なケアを防ぐ取り組み

当施設全体で以下の取り組みを通じ、高齢者虐待の防止が達成されるよう、組織的な対策をとり、ケアの質の向上を目指す。

- 背景要因を解消する。  
背景要因は相互に強く関連するため多角的に取り組む。
- 不適切なケアを減らすとともに虐待の芽を摘む。
- 利用者の権利利益を守る適切なケアを提供する。
- 定期的な委員会開催と発生時の随時の委員会開催。
- 職員の倫理観・コンプライアンスを高める為、施設内研修の開催や外部研修への参加。